



---

2. 関東信越厚生局に医療連携の届出をしてある場合には、「がん治療連携指導料」（300点）が算定できます。（患者さんごとの算定の有無は、裏表紙の「算定」欄をご参照ください。）

「がん治療連携指導料」は、

- ① 予定表に記載してある月に診察をした場合に算定できます。
- ② 予定外であっても、患者の容態の変化により診察を行った場合には月1回を限度として算定可能です。

いずれの場合も、患者の同意を得た上で、その時の診療情報を専門病院に文書で提供することが条件です。手帳の経過表記載ページのコピーをFAXないし郵送でお送り下さい。

※別紙「計画策定病院連絡先一覧」をご参照ください。